

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が変わります

国保税の軽減基準などを改正

国民健康保険（国保）は、被用者保険（協会けんぽ）、

企業の健康保険、船員保険、共済組合）に加入していない方を対象とした制度です。国保税は「基礎課税額」「後期高齢者支援金等課税

額」「介護納付金課税額」で構成され、それぞれの税額は「所得割額」「均等割額」「平等割額」の合計額となっています。

六十三万円、介護納付金課税額を十六万円から十七万円に引き上げました（表2）。

ある方は六十五歳以上の方を対象とした制度で、保険料は「所得割額」「均等割額」の合計額となります。

○軽減基準を改正

世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額と平等割額から、該当する軽減割合が軽減されます。五割軽減、二割軽減となる基準を改正しました（表1）。

○賦課限度額を改正

国保税の負担の上限となる賦課限度額を改正し、基礎課税額を六十一万円から



※1 特定同一世帯所属者は、国保制度から後期高齢者医療制度に移行した方です。

〈表1〉国保税の均等割額・平等割額の軽減基準

軽減割合	改正前	改正後
5割	基礎控除額（33万円） +28万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者（※1）数）以下	基礎控除額（33万円） +28.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
2割	基礎控除額（33万円） +51万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	基礎控除額（33万円） +52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下

○軽減基準が改正

世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額から該当する軽減割合が軽減されます。五割軽減、二割軽減となる基準が改正されました（表3）。

○賦課限度額が改正

後期高齢者医療保険料の負担の上限となる賦課限度額が改正され、六十二万円から六十四万円に引き上げられました（表4）。

後期高齢者医療保険料の猶予・減免

新型コロナウイルス感染症により収入の減少などの影響を受けた被保険者のう



ち、一定の基準を満たす方は、申請により猶予・減免します。

▼対象

- ① 猶予 1 本年2月以降、世帯の主たる生計維持者の事業収入などが前年の2割以上減少した月がある方
- ② 減免 1 世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方か、世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が前年の3割以上と見込まれる方

※詳しくは国保年金課高齢者医療係へお問い合わせください。

◇ 医療保険制度を安定的に運営するためには、医療費



定期的な運動で健康を維持

〈表2〉国保税の賦課限度額

区分	改正前	改正後
基礎課税額	61万円	63万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	17万円
合計	96万円	99万円

後期高齢者医療保険料率などが改正

後期高齢者医療は、七十歳以上（一定の障がいがある方は六十五歳以上）の方を対象とした制度で、保険料は「所得割額」「均等割額」の合計額となります。

○所得割額の保険料率が引き上げ

所得割額の保険料率が、七・九四パーセントから八・二三パーセントに引き上げられました。

○均等割額が引き上げ

均等割額が、四万一千六百円から四万三千三百円に引き上げられました。

○軽減割合が改正

保険料軽減特例の見直しに伴い、世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額の軽減割合が、これまで八・五割だった方は七・七五割に、八割だった方は七割に改正されました。

の適正化を図ることが大切です。

日頃から、健康づくりや医療機関の適正受診に努め、医療費の節約を心掛けましょう。

○お問い合わせ

- ・国保税に関すること
国保年金課
国保税係
☎22・7429
- ・後期高齢者医療制度に関すること
国保年金課
高齢者医療係
☎22・7466

環境大臣表彰（地域環境保全功労者表彰）

▷いわき天文同好会＝中央台

同表彰は、地域環境保全の推進に関して顕著な功績のあった個人・団体に授与されるものです。大気環境保全の普及・啓発等を目的とした星空観察会を継続的に開催するなど、地域の環境保全・教育に貢献した功績が評価されました。

〈表3〉後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減基準

軽減割合	改正前	改正後
5割	基礎控除額（33万円） +28万円×（被保険者数）以下	基礎控除額（33万円） +28.5万円×（被保険者数）以下
2割	基礎控除額（33万円） +51万円×（被保険者数）以下	基礎控除額（33万円） +52万円×（被保険者数）以下

〈表4〉後期高齢者医療保険料の賦課限度額

改正前	改正後
62万円	64万円

開催 震災語り部による定期講話

いわき震災伝承みらい館 ☎38-4894
震災の記憶と教訓を後世に伝え、防災意識を高めることを目的に、震災当時の状況や経験を生の声で伝える震災語り部による定期講話を開催しています。
▶とき 土・日曜日、祝日 10時30分～11時30分、14時～15時

※中止・変更となる場合がありますので、事前に公式ホームページをご覧ください。



震災の様子を伝える震災語り部